

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 特別縁故者の相続税

**Q** : 20年間夫婦同様の生活をしてきた内縁の夫が死亡しました。夫には相続人がなく、私が特別縁故者として夫の財産の分与を受けることになったのですが、相続税は課税されるのでしょうか。

**A** : 被相続人から遺贈により財産を取得したものとみなされて相続税が課税されます。

#### 【解説】

民法では、被相続人が財産を有しているときに相続人のあることが明らかでない場合又は存在しない場合において、被相続人と生計を同じくしていた者あるいは被相続人の療養看護に努めた者その他特別の縁故があった者がいるときには、これら特別縁故者は、家庭裁判所に対して相続財産の分与を請求することが認められています。特別縁故者が相続財産の中から財産の分与を受けた場合には、その財産の権利者であった被相続人から遺贈により取得したものとみなされて相続税が課税されますが、次のような点に注意が必要です。

相続税の課税財産の価額は、相続開始の時点における時価によることとされていますが、特別縁故者が受ける相続財産の価額は、その分与を受けた時点における時価によります。申告期限は、財産分与のあったことを知った日の翌日から10か月以内です。

また、特別縁故者は被相続人の1親等の血族及び配偶者ではありませんから、相続税の2割加算の規定が適用され、配偶者に対する税額控除、未成年者控除、障害者控除、相次相続控除の規定の適用はありません。

